

学校経営支援専門会議設置要綱

(平成22年4月13日教育長決定)

(趣旨)

第1条 この要綱は学校経営支援専門会議（以下「専門会議」という。）の開催について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この専門会議は、新学習指導要領による教育活動の他、「いたばし学び支援プラン」に基づいた新たな取り組み及び近年、多様化、増加する保護者からの要望・苦情等に対し、適切な学校経営の在り方を検討するために設置する。

(役割)

第3条 専門会議は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 幼・小・中連携教育の推進に関すること。
- (2) 幼・小 小・中一貫指導計画の検証及び推進に関すること。
- (3) 体力づくりの推進に関すること。
- (4) 学校支援地域本部の設置に関すること。
- (5) オープンスペース活用校に関すること。
- (6) 教科センター方式に関すること。
- (7) その他専門会議が必要と認めた項目

(構成)

第4条 専門会議は、次の職にあるものをもって構成する。

- (1) 教育長
- (2) 教育委員会事務局次長
- (3) 教育委員会事務局各課長（別表）
- (4) 学識経験者
- (5) その他専門会議が必要と認めた者

(任期)

第5条 前条第2号に定める委員の任期については、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員は、前任者の残任期間とする。再任はこれを妨げない。

(会議)

第6条 専門会議は、教育委員会事務局指導室長が必要に応じて召集し、関係者その他会議運営に関し、必要な者の出席を求めることが出来る。

(庶務)

第7条 専門会議の庶務は教育委員会事務局指導室が処理する。

(その他)

第8条 この要綱で定めるもののほか、専門会議の運営に関し必要な事項は、教育委員会事務局指導室長が定める。

別表

| |
|--------------|
| 庶務課長 |
| 学務課長 |
| 生涯学習課長 |
| 指導室長 |
| 新しい学校づくり担当課長 |
| 学校地域連携担当課長 |
| 中央図書館長 |

付則 この要綱は平成22年5月1日から施行する。